

第 3 章 目的税

第 1 節 入湯税

（入湯税の納税義務者）

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- （１） 年齢12歳未満の者
- （２） 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- （３） 修学旅行その他教師の引率のもとに学校教育の一環として行われる行事に参加する高等学校以下の団体客
- （４） 前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

（入湯税の税率）

第143条 入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について、次の表の左欄に掲げる区分に応ずる右欄に掲げる額とする。

区分	金額
宿泊客	150円
日帰客	50円

（入湯税の徴収方法）

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 第 1 項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

第146条及び第147条 削除

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過小申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前2号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第150条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第151条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。